

吉敷地区広報委員会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、吉敷地区広報委員会（以下「委員会」という。）と称し、吉敷地域交流センター内に事務所を置く。

(目的)

第2条 委員会は、吉敷地区において地域づくり活動等を行う関係団体と地域住民とが一体となり、地域住民等に対して広報紙やウェブサイトを通して様々な情報の公開や発信といった広報活動を行うことにより、誰もが住んで良かったと思える魅力ある地域づくりを進めていくことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 広報紙の編集・発行に関すること。
- (2) ウェブサイトの管理・運営に関すること。
- (3) その他、地域の広報活動に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる団体から選出された者
- (2) 委員会の趣旨に賛同する者
- (3) 地域活動経験を有する者

(役員)

第5条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 役員は、委員会において選出する。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 欠員により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(役員の任務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、会計事務を掌握する。

4 監事は、会計事務を監査する。

(委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

3 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

4 委員会は、次に掲げる事項を審議、議決する。

- (1) 事業計画、事業報告及び事業の実施等に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の選任に関すること。
- (4) 組織の変更及び会則の改廃に関すること。
- (5) その他、会長が必要と認めること。

(会計)

第8条 委員会に必要な経費は、助成金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日をもって終わる。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、平成28年4月12日から施行する。

別表（第4条関係）

吉敷自治会
吉敷地域交流センター
吉敷地区環境づくり推進協議会
吉敷地区交通安全・防犯対策協議会
吉敷地区子ども会育成連絡協議会
吉敷地区社会福祉協議会
吉敷地区人権学習推進協議会
吉敷地区青少年健全育成協議会
吉敷地区体育振興会
吉敷地区地域づくり協議会
吉敷地区福祉員協議会
吉敷地区防災検討委員会
吉敷地区民生委員児童委員協議会
吉敷地区老人クラブ連合会
吉敷ふるさと文化振興委員会
(五十音順)